

## 先物・オプション取引口座設定約諾書

### 大和証券株式会社 御中

私は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が金融商品取引清算機関として金融商品債務履行を対象とする市場デリバティブ取引(通貨に係るものを除く。)(以下「先物・オプション取引」という。)の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴社に先物・オプション取引口座を設定する際、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「法」という。)、その他法令、先物・オプション取引が行われる金融商品取引所(第11条第3項並びに第4項)及び第2条を除き、以下並に金融商品取引所(以下「取引会場規則」という。)の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証券法及び未決済取引の引継ぎに関する規則(以下「証拠金規則」という。)、その他諸規約及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利又はワック取引に係る証券法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに債行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特別、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。

(先物・オプション取引口座による処理)

第1条 私が今後貴社に対して行う先物・オプション取引のうち私が指定する取引の委託に代りて、次に掲げる事項をすべての先物・オプション取引口座で履行すること。

(1)法第2条第21項第1号に掲げる取引に係る買付代金、売付代金、買付有価証券、売付有価証券、買付代に係る商品(法第2条第4項第3号の3に掲げる商品)を含む。以下同じ。売付代に係る商品、倉荷証券、証拠金(取引証拠金及び委託証拠金を含む。以下同じ。)、計算上の増損金、決済に伴う損益金、その他受領する金銭

(2)法第2条第21項第2号に掲げる取引に係る証拠金、計算上の増損金、決済に伴う損益金、その他受領する金銭

(3)法第2条第21項第3号に掲げる取引に係る売付代又は買付代に係る代金、証拠金、権利行使に伴う受領する有価証券及び金銭(信用取引による売付代又は買付代が成立した場合を除く。)、その他受領する金銭

(証拠金の目的)

第2条 証拠金は、私が貴社に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保することを旨とするものであること。

2 証拠金と同等の取引証拠金は、貴社がクリアリング機構に対して支払い若しは引き渡すべき私の委託に基づき貴社の先物・オプション取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴社に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

3 前項の規定にかかわらず、貴社が非清算参加者である場合には、証拠金のうち取引証拠金は、貴社の指定清算参加者がクリアリング機構に対して支払い若しは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の指定清算参加者の先物・オプション取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴社の指定清算参加者に対して支払い若しは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の先物・オプション取引に係る債務の履行及び私が貴社に対して負担する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものであること。

(取引証拠金及び委託証拠金)

第3条 私の委託先物・オプション取引口座を通じて貴社に差入れた証拠金(私の預金先主予約定期に相当する額の金銭を除く。以下同じ。)、は、貴社が保管するのではなく、私の代理人である貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)が、私の委託に基づき未決済約定に係る取引証拠金としてそのまクリアリング機構に直接預託し、クリアリング機構で保管されること。ただし、私が貴社を差し入れた日から起算して4日目(金融商品取引所が定める休業日を除く。)の日までの間は、貴社が取引証拠金としてこれを保管し、貴社自身が所有するこれに相当する金銭又は代用有価証券若しは倉荷証券(以下「代用有価証券等」という。))が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。

2 前項の規定にかかわらず、私が別に書面による同意をした場合には、私が差入れ又は預託した証拠金の全部又は一部については、次の各号のいずれかに定める方法により、これに相当する金銭又は代用有価証券等が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。

(1) 私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は代用有価証券等が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法

(2) 貴社が非清算参加者である場合において、私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し、これに相当する貴社自身が所有する金銭又は代用有価証券等が非清算参加者証拠金として貴社の指定清算参加者に預託され、当該非清算参加者証拠金に相当する貴社の指定清算参加者自身が所有する金銭又は代用有価証券等が取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託される方法

第4条 私は、貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)を代理人としてクリアリング機構に対する私の取引証拠金の預託及びその返戻を行うこと。

2 前項に定める代理は、以下を条件とすること。

(1) 私は、前項に定める代理をしないこと。

(2) 貴社に対し、第17条第1項第1号又は第3号の事由により同条第1項に定める代金不能の売買停止等が行われた場合は、前項に定める代理は消滅すること。

(3) 貴社が非清算参加者である場合において、貴社に対し、第17条第1項第2号又は第4号の事由により同条第1項に定める代金不能の売買停止等が行われたときは、前項に定める貴社の指定清算参加者の代理権は消滅すること。

3 私の取引証拠金の預託及びその返戻については、貴社(貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)以外の者が代理人として貴社としないこと。

(取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権)

第5条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は、私が貴社に対して負担する先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額(以下「未履行債務額」という。))を控除した額に相当する部分について、私が有すること。

(1) 私が差入れた取引証拠金(清算参加者委託託)が取引証拠金(直接預託)又は貴社の直接預託部分の取引証拠金(清算参加者委託託)が取引証拠金(直接預託)又は非清算参加者委託託が取引証拠金(直接預託)をいう。以下同じ。のうち、私が定社(貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)を代理人としてクリアリング機構に預託したものと(同額の金銭又は私が貴社の指定清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者を代理人としてクリアリング機構に預託した代用有価証券)として委託証拠金を預託し、取引証拠金を差換預託された場合(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。)

(2) コールオプション(権利行使により当該権利行使をした者が売主として地位を取得するものを含む。以下同じ。))については、権利行使価格がオプション清算値段、オプション清算指数の数値又はオプション清算数値を下回っている場合

(3) 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金を差換預託された場合(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。)

私が預託した委託証拠金(同条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。))及び次のA又はBに掲げるもの

A 貴社の差換預託部分の取引証拠金(清算参加者委託託)の取引証拠金(差換預託)又は非清算参加者委託託の取引証拠金(差換預託)をいう。以下同じ。として金銭が預託されている場合は、私が預託した委託証拠金に相当する額の金銭

B 貴社の差換預託部分の取引証拠金として代用有価証券等が預託されている場合は、当該代用有価証券等のうち、私が預託した委託証拠金に相当する額の有価証券及び倉荷証券(以下有価証券等という。))

2 前項の規定により、私が有する取引証拠金に対する返還請求権は、クリアリング機構に対して私が直接行使することができる。私の代理人である貴社(貴社が非清算参加者の場合には、貴社及び貴社の指定清算参加者)を通じてのみ行使できること。

3 貴社が清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額(貴社がクリアリング機構に対して支払ひ又は引き渡すべき私の委託に基づき先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分)に相当する額を控除すること。に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴社が有すること。

4 貴社が非清算参加者である場合においては、第1項に規定する私の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は、貴社が貴社の指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく先物・オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について貴社が有し、当該未履行部分について貴社の指定清算参加者が有すること。

(差換預託の取引証拠金に関する返還請求権)

第6条 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金を差換預託された場合(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。)、次の各号に異議のないこと。

(1) 私が取引証拠金の全部又は一部の返還請求権を行使した場合には、私が預託した委託証拠金(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差入れた取引証拠金を含む。次号において同じ。))が返還されること。

(2) 第3条第2項に規定する差換預託が行われた場合(同条第1項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。))において、私が委託証拠金の全部又は一部の返還を請求したときは、当該返還を受けた委託証拠金に相当する額の限度で、私の有する取引証拠金の返還請求権が貴社に移転すること。

(証拠金の外国通貨換)

第6条の2 証拠金の差入れ又は預託を外国通貨で行う場合については、貴社は、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則により定める範囲のうち貴社が応じられる範囲において外国通貨を受け入れることと異議のないこと。

2 前項の場合における外国通貨の円貨への換算の時価(金融商品取引所及びクリアリング機構の規則に基づき決定される価値を含む。))に乘ずる率については、金融商品取引所及びクリアリング機構の規則により定める率を超えないこと。

(取引の取消)

第7条の2 通知のある注文により先物・オプション取引が成立した場合において、金融商品取引所がその規則に基づき、先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

2 天災地変その他のやむを得ない理由により金融商品取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において、当該金融商品取引所が先物・オプション取引の取消しを行ったときは、その措置に従うこと。

3 私が貴社に委託した先物・オプション取引の取消しが行われた場合には、当該取引消された取引に係る私の貴社に対する権利及び義務は当初から発生しなかつたこととされることに異議のないこと。

4 私は、金融商品取引所が先物・オプション取引を取り消したことに伴い損害を被った場合においても、過誤の発生を先物・オプション取引参加者に対して、当該取引に際して故意又は重大失が認められる場合を除き、その損害を賠償しないこと。

5 私は、金融商品取引所が先物・オプション取引を取り消したことに伴い損害を被った場合においても、当該金融商品取引所に対して、故意又は重大過失が認められる場合を除き、その損害の賠償を請求しないこと。

(権利行使の割当ての処理等)

第8条 法第2条第21項第3号に掲げる取引について、クリアリング機構が定める方法により、貴社の顧客の委託に基づき建玉として権利行使の割当てが行われた場合において、貴社が貴社の顧客の方法により割当てを行ごことと異議のないこと。

2 オプション取引(次項に規定するオプション取引を除く。))において、私が権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わぬ旨を所定の時期までに貴社に指示しなかつたときは、当該銘柄を上場する金融商品取引所が別に定められた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。

(1) プットオプション(権利行使により当該権利行使をした者が売主としての地位を取得するものを含む。以下同じ。))については、権利行使価格がオプション清算値段、オプション清算指数の数値又はオプション清算数値を上回っている場合

(2) コールオプション(権利行使により当該権利行使をした者が買主としての地位を取得するものを含む。以下同じ。))については、権利行使価格がオプション清算値段、オプション清算指数の数値又はオプション清算数値を下回っている場合

3 取引開始の日から取引最終日を終了する日までを権利行使期間とするオプション取引について、私が権利行使期間満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わぬ旨を所定の時期までに貴社に指示しなかつたときは、当該銘柄を上場する金融商品取引所が別に定められた場合を除き、当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。

(1) プットオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日における取引日における権利行使対象先物先物取引の清算値段を上回っている場合

(2) コールオプションについては、権利行使価格が権利行使期間満了の日を終了する取引日における権利行使対象先物先物取引の清算値段を下回っている場合

4 前項に規定するオプション取引について、私が権利行使を委託した場合は又は権利行使の割当てを行った場合において、私が当該権利行使又は当該権利行使の割当てを行った先物取引の限月取引として新規の買付代又は新規の買付代又は転売若しくは買戻しの区別及びその数量を所定の時期までに貴社に指示しなかつたときは、当該指示をしなかつた数量について新規の買付代又は新規の買付代の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。

(建玉の期限前終了時等の処理等)

第8条の2 クリアリング機構が、貴社の顧客の委託に基づき建玉について期限前終了割当て建玉指定又は被違約受渡玉の指定を行う場合において、貴社が貴社の定める方法により当該権利行使割当て建玉又は被違約受渡玉の顧客への割当てを行うことに異議のないこと。

2 私の委託に基づき未決済約定について、前項の期限前終了割当て建玉又は被違約受渡玉の割当てが行われた場合においては、当該期限前終了割当て建玉又は当該被違約受渡玉についてクリアリング機構が定める決済の条件において、貴社との間の決済を行うことに異議のないこと。

(決済条件の変更)

第9条 金融商品取引所又はクリアリング機構が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他のやむを得ない理由に基づいて、先物・オプション取引に係る決済時期、権利行使期間、権利行使日、未決済決済日又は最終決済日の変更等を行う場合において、貴社がその措置に従うこと。

(最終清算指数的の変更等)

第10条 指数字先物取引における最終決済日目に特別清算指数は特別清算数値に誤りがある認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。

2 指数字オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までに特別清算指数字は特別清算数値に誤りがある認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、オプション清算指数字はオプション清算数値の変更を行ったときは、その措置に従うこと。

3 私が、指数字先物取引又は指数字オプション取引において、指数字の算出若しは(記値の不備、違返若しは誤り又は最終清算数値、最終清算指数字、オプション清算指数字若しはオプション清算数値のうち1つ損害を被った場合)においても、貴社、金融商品取引所(指数字に対する有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。))及び指数字の算出(当該算出からその算出した後に業務委託を受けた者を含む。))に於いてその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社又は金融商品取引所が故意又は重大過失が認められる場合があつては、当該故意又は重大過失が認められる者に対する請求はこれら限りでないこと。

4 有価証券に係るオプション取引の処理について、次の各号に掲げる場合には、当該オプション取引が行われる金融商品取引所が別に定める方法により行われることに異議のないこと。

(1) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれの国内の金融商品取引所において定められた場となる場合

(2) 当該オプション取引の対象である有価証券が、いずれかの国内の金融商品取引所において売買を停止された場合

(3) 当該オプション取引の対象である有価証券の発行者が会社分割を行った場合

(4) 当該オプション取引の対象のその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社、貴社の指定清算参加者及びクリアリング機構が故意又は重大過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重大過失が認められる者に対する請求はこれら限りでない。

(期間の利益の喪失)

第11条 私がについて次の各号の事由のいずれが生じた場合には、貴社から通知、催告等なくとも貴社に対して先物・オプション取引に係る債権について当該期間の利益を喪失し、直ちに清算を弁済すること。

(1) 支払ひの停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しは特別清算開始の申立てがあつたこと。

(2) 手形交換所又は電子記録債権法(平成9年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたこと。

(3) 私の貴社に対する先物・オプション取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、強制が発せられたこと。

(4) 私の貴社に対する先物・オプション取引に係る債権について差し入れている担保の目的物について仮差押又は競売手続の開始があつたこと。

(5) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

(6) 他所要する届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によつて、私が私の所有が不明な状態となる場合

(7) 私がクロス・マージン利用者である場合で、当該クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書の定めにより、クリアリング機構が破綻等の認定を受けたとき。

(8) 私がクロス・マージン利用者である場合で、クリアリング機構が定める金利スワップ取引業務方法書に従い締結した金利スワップ清算受託契約書(清算委託約)により、期限前終了日において当該金利スワップ清算受託契約書(清算委託約)が終了したとき。

2 次の各号の事由のいずれが生じた場合には、私の請求により貴社に対する先物・オプション取引に係る債務の期間の利益を喪失し、直ちに清算を弁済すること。

(1) 私の貴社に対する先物・オプション取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したこと。

(2) 私の貴社に対する債務(先物・オプション取引に係る債務を除く。))について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づき差し入れている)に相当又は類する事由に該当した場合を含む。))があつたこと。

(3) 私が貴社との本約約款又はその他一切の取引約款のいずれかに違反したとき。

(クロス・マージン対象国債先物清算約定に係る権利義務関係の消滅)

第11条の2 私がクロス・マージン利用者である場合において、私がクロス・マージン対象国債先物清算約定に係る国債先物先物取引の委託に係る権利義務関係は、クリアリング機構の業務方法書が定められている場合に当該業務方法書の定めを範囲で、将来に向かって消滅することに異議のないこと。

(期間の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し)

第12条 私が第11条第1項第1号に掲げる事由に該当したときは、私が貴社に設定した先物・オプション取引に係る権利行使の目的物の先物・オプション取引の清算に適合することと異議のないこと。

(1) 私が貴社に設定した外国通貨(清算)及び貴社が非清算参加者である場合には、私が貴社に設定した外国通貨(2)私が委託証拠金を預託しし外国通貨

(3) 私が差入れた代用有価証券等が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアリング機構に預託された代用有価証券等

(4) 私が委託証拠金として預託した代用有価証券等

(5) その他金融商品取引所が、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき口座に記録している私の有価証券、倉荷証券及びその他の動産

2 私が第11条第2項第1号に掲げる債務のうち、先物・オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所の規則により、当該遅滞に係る先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。

(3) 私が第11条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時点で、私が貴社に対して先物・オプション取引口座を差し取り処理されるべき先物・オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を、貴社に委託して行うこと(前項の規定により貴社が転売又は買戻しを行った場合を除く。))

4 前項の日時点で、私が転売又は買戻し等の委託を行なうときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻し等を行ごことと異議のないこと。

5 前各項の転売又は買戻し等を行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払ふこと。

6 第1項の規定にかかわらず、私がクロス・マージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のオプション取引対象国債先物清算約定に係る国債先物先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅したときには、当該清算約定に係る国債先物先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。

(貴社に増担保等措置が実施された場合の措置)

第12条の2 貴社が、クリアリング機構が増担保措置等措置(クリアリング機構の業務方法書第29条の2)に規定する措置をいう。以下同じ。))を受けた場合(貴社が非清算参加者の場合には、クリアリング機構の業務方法書第29条の2第2項の規定による措置を貴社の指定清算参加者から受けた場合)であつて、私の委託に基づき未決済約定で当該措置の事由と密接な関係をはもっているときは、貴社が当該措置に従つたために必要な範囲内において行ごことと異議のないこと。

(1) 証拠金の額の引き上げ

(2) 証拠金に有価証券等をもって代用する場合における貴社が指定する銘柄の限定

(3) 証拠金に有価証券等をもって代用する場合の代用価格の計算における時期に乘ずべき率の引き下げ

(貴社にオプション保有状況の改善指示が行われた場合における建玉の移管)

第12条の3 私が保有状況のうち前条の規定に従わぬことによつて、貴社がクリアリング機構から業務方法書第29条の3の規定に基づきオプション保有状況の改善指示(以下「改善指示」という。))を受けた場合(貴社が非清算参加者である場合には、貴社の指定清算参加者からクリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づき要請を受けた場合)には、貴社が、私の委託に基づき未決済約定について、転売又は買戻し等又は貴社以外の取引参加者への引継ぎを要請することがあり得ることに異議のないこと。

2 前項の改善指示の要請があつた場合において、私が貴社以外の取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ(以下「建玉の移管」という。))を希望するときは、私が当該取引参加者に対して、建玉の移管について申し込むし、その承諾を受けなければならないことに異議のないこと。

3 私が前項の貴社以外の取引参加者の承諾を受けた場合において、私がその旨を貴社に通知したときは、貴社は、建玉の移管について、クリアリング機構(貴社が非清算参加者である場合には、貴社の指定清算参加者)の承諾を求めること。

4 前項のクリアリング機構(貴社が非清算参加者である場合には、貴社の指定清算参加者)の承諾又は否認があつた場合には、貴社は、その旨を私に連絡すること。

(貴社に改善指示が行われた場合における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)

第12条の4 貴社が、私が私に対して、あらかじめ、合理的な期間を定めて前条第1項の要請をしたにもかかわらず、私が正当な理由なく当該要請に応じない場合であっても、貴社が、他の方法により改善指示を受けるべく合理的な努力を行つてもなお当該改善指示に適合できない(貴社が非清算参加者である場合には、クリアリング機構の業務方法書第45条の2第1項の規定に基づき改善指示を受けるべく合理的な努力を行つてもなお改善指示に適合できない)ときは、私が貴社に設定した先物・オプション取引口座を通じて当該先物又は先物・オプション取引に、私の計算において、それを決済するために必要な転売又は買戻し等を含む合理的な要請を認めらるる範囲で行ごことと異議のないこと。

2 前項の転売又は買戻し等を行った結果、損失を被った場合であっても、貴社及びクリアリング機構(貴社が非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定清算参加者及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社、貴社の指定清算参加者及びクリアリング機構が故意又は重大過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重大過失が認められる者に対する請求はこれら限りでない。

(決済方法に係る指示がない場合の特則)

第12条の5 商品先物取引(現物先物取引に限る。以下この条において同じ。))で直限の限月取引に係るものとして、取引最終日の終了する日の前日(休業日)に当たるときは、順次繰り上げる。))の午後4時までに当該決済方法に係る指示がないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻しを行うことに異議のないこと。

2 商品先物取引に直限の限月取引に係るものとして、貴社が指示の日(一般大豆及びとうもろこし)にあつては、取引最終日の終了する日の前月の1日(休業日)である場合は順次繰り上げた。))をい、その取引最終日にあつては、取引最終日の終了する日の属する月の15日(休業日)である場合は順次繰り上げた。))をいう。以下同じ。))から私が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けたいとする場合においては、当該指示が4時45分まで決済方法に係る指示がないときは、私がその指示が貴社に対する決済方法と異なるものであるときは、貴社が私の計算においてそれを決済するために必要な転売又は買戻し等を行うことに異議のないこと。

(商品先物取引に係る建玉の処分)

第12条の6 私の商品先物取引に関し、金融商品取引所が定める受託契約準則第8条の2に規定する建玉の限度を超え若しは超えることとなつた場合又は超えている金融商品取引所が認めた場合は、貴社が、私の委託に基づき未決済約定において、私計算において、当該建玉の限度を超え若しは超えることとなつた部分又は超えている金融商品取引所が認めた部分を決済するために必要な転売又は買戻し等を行うことに異議のないこと。

(商品先物取引における特別買戻)

第12条の7 私の委託に基づき未決済約定について、金融商品取引所の業務規程第58条の2第2項から第4項までの規定に基づき先物先物約定を成立させることに異議のないこと。

(商品先物取引の現物先物取引の現金決済による結了)

第12条の8 私の委託に基づき現物先物取引の受渡決済に係る未決済約定について、クリアリング機構が金融商品取引所が定める受渡債権により当該決済約定の転売又は買戻し等を行ったものとみなして当該未決済約定に係る受渡しを結了する場合には、その措置に従うこと。

(取引証拠金等の処分)

第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時期までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらずに、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で取得し、その取得から請負債を差引いた後残りの債権の順次にかつ必ず償還の責を負つたものと異議なく、また当該決済方法を完了し、清算、残債がある場合は直ちに弁済を行うこと。

(1) 私が差入れた外国通貨(清算)及び貴社が非清算参加者である場合には、私が貴社に設定した外国通貨

(2) 私が委託証拠金を預託した外国通貨

(3) 私が差入れた代用有価証券等が取引証拠金として直接預託された場合には、クリアング機構に預託された代用有価証券等

(4) 私が委託証拠金として預託した代用有価証券等

(5) その他金融商品取引所が、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づき口座に記録している私の有価証券、倉荷証券及びその他の動産

(差引計算)

第14条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならぬ場合には、その債務の私の貴社に対する先物・オプション取引に係る債権その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、いつも貴社は相殺することができる。

2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり債権及び債務の弁済を受け、債務の弁済に充当するものとできることとする。

3 前2項により差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日とする。債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、先物・オプション取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所のある率によるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

(弁済等充当の順序)

第15条 債務の弁済又は差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、私が適当と認める順序方法により充当することと異議のないこと。(遅延損害金の支払い)

第16条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該先物・オプション取引が行われた金融商品取引所のある率による遅延損害金を支払うこととする。(支払不能による売買停止等の場合の措置)

第17条 次の各号のいずれかの事由により、金融商品取引所の取引参加者規程の規定に基づき貴社の先物・オプション取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)(又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止(以下支払不能による売買停止等という。))が行われれば、当該金融商品取引所が貴社の顧客の委託に基づく未決済約定(取引最終日まで)に転売又は買戻しを行わなかつた未決済約定を除く。)について引継ぎ又は転売若しくは買戻し又は権利行使を行わなかつた未決済約定を含む。以下同。)を行わなかつた場合において、私が貴社に対し当該未決済約定する取引の引継ぎ又は当該未決済約定の引継ぎ(以下支払不能による売買停止等時の建玉の移管という。)を行ふこととするは、当該金融商品取引所のある率により、私が当該取引参加者のうち一者に当該支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行つて申し込め、当該金融商品取引所のある日時までその承諾を受けなければならぬことに異議のないこと。

- 貴社が支払不能となり又はそのおそれがあることが認められたことその他特別が必要があると認められたこと。
- 貴社が非清算参加者である場合において、貴社の指定清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特別が必要であると認められたこと。
- 貴社が改善指示に違反したこと。
- 貴社の指定清算参加者が改善指示に違反したこと。

2 前項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行う場合には、私が移管先の取引参加者(以下「移管先取引参加者」という。)に先物・オプション取引口座を設定しなければならぬこと。

3 第1項の場合において、私が私の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは、同項に規定する金融商品取引所のある率により、当該金融商品取引所が定める日時まで、貴社に対しその旨を指示しなければならぬことに異議のないこと。

4 第1項の場合において、同項に規定する金融商品取引所が定める日時までに、私が第1項の承諾を受けておらず、かつ、前項の指示を行わなかつたときは、私の委託に基づく未決済約定は、当該金融商品取引所のある率により、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることと異議のないこと。

5 前各号の規定にかかわらず、私が、次の各号(第1項第1号の事項に該当しない場合は、第2号を除く。)のいずれかに該当する場合は、私の委託に基づく未決済約定は、第1項に規定する金融商品取引所のある率により、私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることと異議のないこと。

- 私が支払不能による売買停止等前に、貴社に定めるところにより期限の利益を失ったこと。
- 私が貴社と同一の企業集団に属する者又は貴社と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者であり、かつ、当該金融商品取引所より支払不能による売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当だと認められたこと。

(差換預託の場合の証拠金の取扱い)

第18条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)(以下、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

(1) 外国通貨又は代用有価証券等がクリアリング機構に預託されていたときは、クリアリング機構が当該外国通貨の全部若しくは一部をもって円貨を取得し、円貨により返還する。又は当該代用有価証券等の全部若しくは一部を換えて、金銭により返還することがあり得ること。この場合において、私とクリアリング機構との間に委任契約が成立していたものとされること。

(2) 第3条第1項第2号の規定にかかわらず、次のa又はbのいずれか小さい方の額について、私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について、私が取引証拠金の返還請求権を有することとする。

a 私が預託した委託証拠金(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴社に差入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。)(に相当する額

b 貴社がクリアリング機構に預託している差換預託金(前号の規定によりクリアリング機構が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券等を換金した場合は、差換預託分が取引証拠金として預託している当該取引に係る外国通貨以外の金銭、当該換金に係る有価証券等以外の有価証券等並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額)の金銭及び当該換金の後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額)の金銭)を、私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあふんだ額

2 前項の場合において、私の有する返還請求権は、クリアリング機構が同項第1号に規定する換金及び各顧客の返還請求権の計算につき要する相当の期間を経過するまではこれを行使し得ず、またクリアリング機構が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。

(建玉の移管に係る証拠金の取扱い)

第19条 第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には、次の各号に掲げる取扱いが行われなければならないこととする。

- 私が差入れた取引証拠金が差換預託されていたときは、移管先取引参加者(移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者)を代理人として取引証拠金を預託していただくものとみなされること。
- 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)(は、前条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額について、移管先取引参加者(移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者)を代理人として取引証拠金を預託していただくものとみなされること。

(3) 第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権は、同条第2項の規定にかかわらず、代理人たる移管先取引参加者(移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者)を通じてのみ行使できること。

(差換預託の場合の特例)

第20条 第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において、私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)(以下、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- 私が貴社に預託した委託証拠金(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴社に差入れた取引証拠金を含む。以下この条において同じ。)(の返還を移管先取引参加者(移管先取引参加者が非清算参加者である場合には、当該移管先取引参加者及びその指定清算参加者)に求めることができず。
- 前条第3号の規定により取引証拠金返還請求権を使用した場合は、第6条第1号の規定にかかわらず、前条第2号の規定により取引証拠金として預託していたものとみなされる額に相当する額の金銭の返還がなれること。この場合において、当該金銭を限度として、私の委託証拠金の返還請求権が消滅すること。
- 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者)から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する第5条第1項に定める取引証拠金返還請求権が貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者)に移転すること。

(支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い)

第21条 金融商品取引所において、貴社について支払不能による売買停止等が行われれば、当該金融商品取引所の顧客の委託に基づく未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わなかつた場合(私の委託に基づく未決済約定については第17条第1項の支払不能による売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。)(以下、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。

- 私が差入れた取引証拠金が直接預託されていたときは、第5条第1項第1号に掲げる金銭又は代用有価証券等につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。
- 私が委託証拠金を預託し、取引証拠金が差換預託されていたとき(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。)(は、第18条第1項第2号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構に対して直接返還請求が行えること。この場合において、当該金銭を限度として、貴社に対する委託証拠金(第3条第1項ただし書に規定する差換預託が行われていた場合における私が貴社に差入れた取引証拠金を含む。以下この項において同じ。)(の返還請求権が消滅すること。
- 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に、貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者)から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合は、その限度で、私が有する前号に規定する取引証拠金返還請求権が貴社(貴社が非清算参加者である場合には、貴社又は貴社の指定清算参加者)に移転すること。

(支払不能による売買停止等に伴う請求)

第22条 金融商品取引所において、貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において、この約書に定める取扱いその他の当該金融商品取引所又はクリアリング機構の定めたる規則に基づき行われ取扱いにより、私が債権を有する場合は、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構(貴社が非清算参加者である場合には、貴社の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構)に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社の指定清算参加者、移管先取引参加者、当該金融商品取引所及びクリアリング機構に故意又は重大過失認められる場合にあつては、当該故意又は重大過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

(債権譲渡等の禁止)

第23条 私がクリアリング機構及び貴社(貴社が非清算参加者である場合には、クリアリング機構、貴社及び貴社の指定清算参加者)に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

(証拠金の利息その他の対価)

第24条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に証拠金として差入れた金は預託する金銭又は代用有価証券等には、利息その他の対価を付けないこと。

(委託時間)

第25条 貴社への先物・オプション取引の委託は、貴社が定めた取扱時間内に行ふこと。(報告)

第26条 私、貴社第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の報告すること。

(届出事項の変更届出)

第27条 私が届出した氏名若しくは名称、印番号若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の名を、この他の事項に変更があつたときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすることとする。

(報告書等の作成及び提出)

第28条 私は、貴社が日本国の法律、金融商品取引所又はクリアリング機構の規則等に基づき要求される場合には、私に係る先物・オプション取引の内容その他を、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又はクリアリング機構(貴社が非清算参加者である場合は、日本国の政府機関、当該金融商品取引所又は貴社の指定清算参加者)等に報告することと異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)(を作成し提出すること。

2 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

(免責事項)

第29条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合には生じた損害については、貴社及びクリアリング機構(貴社が非清算参加者である場合には、貴社、貴社の指定清算参加者及びその指定清算参加者)がその責めを負わないこと。

3 貴社が、諸顧客の他の事項に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取り扱ったときは、それらの書類につき偽造、改竄その他の事故があつても、そのためが生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。

4 金融商品取引所における先物・オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず、貴社の取扱時間外であるため、貴社に対して先物・オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。

5 証拠金所要額の計算の不能、遅延若しくは誤り又は変更によつて生じた損害については、貴社、金融商品取引所、クリアリング機構、証拠金所要額の計算に用いる数値の算出者及び提供者若しくは証拠金計算方法の開発者及び提供者がその責めを負わないこと。(通知の効力)

第30条 私が貴社に届け出た住所又は事務所若しくは事務所若しくはクリアリング機構、私が委託した先物・オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めによつて届かないときは、貴社が転居し、又は到着しなかつた場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(第31条 本約書は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

第32条 私、貴社との間の先物・オプション取引に関する訴訟については、貴社本店又は貴社の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が専断的に指定することとする。(電磁的の方法による書面の授受)

第33条 貴社は、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第26条及び第27条に規定する書面(印影又は署名鑑の変更に係るものを除く。)(の変更し、電磁的方法により、当該書面に異なるべき内容を得ること若しくは撤廃又は届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面につき同意を得ないこと若しくは報告又は届出を受けなくてもみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合(私が再び前項の規定による承諾をした後に行はれたい。)(は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることであつたことと書面によるべき同意を得ないこと若しくは報告又は届出を受けないこと。(有価証券の取扱い)

第33条の2 この約書にあっては、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。(取次者の遵守事項)

第34条 私が取次者である場合は、私は申込者に対して金融商品取引所の諸規則を遵守させることとし、当該金融商品取引所から要請があるときは、私の取次者に関する資料を請求し、当該資料を通じて又は直接当該金融商品取引所に提出すること。

2 私が取次者である場合は、次の各号に掲げる事項について貴社に対して通知すること。

- 私が貴社に委託した先物・オプション取引が申込者の委託に基づくものである場合は、その旨
- 前号の場合において、私が貴社に差入れ又は預託する証拠金について、私が申込者の差入れ金を受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私が申込者から取引証拠金の預託を受けて私が受け換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別
- 第1号の場合においては、取引口座(有価証券取引口座にあつては、毎日。)(クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金に関する規則第25条に規定する申告に係る各先物の売買差及び買戻玉に係る情報
- 私が取次者である場合は、申込者と間で、証拠金に対する権利及び返還に関する事項その他この約書及び証拠金規則の規定に準じた事項を含む契約を締結すること。

4 先物・オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物・オプション取引の取次ぎを行う者となし、第1項から前項までの規定を適用すること。(ギャンブルを行う場合の取扱い)

第35条 私が貴社にギャンブルに係る先物・オプション取引の委託を行うときは、次の各号に掲げる取扱いに従ふことに異議のないこと。

- 貴社が注文執行取引参加者である場合は、清算執行取引参加者に先物・オプション取引口座を設定しなければならない。ただし、私が取引取次者(注文執行取引参加者に先物・オプション取引を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であつて、当該委託が注文執行取引参加者に対する先物・オプション取引の委託の取次ぎによるものであると当該顧客をいう。以下この項において同じ。)(である場合又はギャンブルに係る先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎを決済取次者(清算執行取引参加者に先物・オプション取引の決済を委託した顧客が、金融商品取引業者又は外国証券業者である場合であつて、当該委託が清算執行取引参加者に対する先物・オプション取引の決済の委託の取次ぎによるものと当該顧客をいう。以下この項において同じ。)(に対して申し込んだ顧客である場合は、この限りでない。

## 特定投資家から一般投資家への移行に関する告知書

金融商品取引法(以下、「法」といいます。)(の規定により、お客様は特定投資家又は特定投資家以外(以下、「一般投資家」といいます。))に区分されます。一般投資家のお客様に対しては、金融商品取引業者に投資家保護のための行為規制が適用されますが、特定投資家のお客様に対しては、換金縛り等の禁止等の一部の規制を除き、広告規制、書面交付義務、不招請保護禁止、勧誘受託意思確認義務、クリアングオフ制度、適合性の原則等の行為規制が適用されないこととなります。また、特定投資家のお客様に対しては、金融商品取引業者と金融商品販売法上の説明義務も課せられないこととなります。

お客様が下記1.①から⑩までのいずれかに該当する場合には、お客様は、弊社へのお申し出により、弊社と締結される下記2.の契約の種類ごとに特定投資家から一般投資家への移行ができます。

- 特定投資家から一般投資家への移行を希望するお客様(法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に該当するお客様を除きます。)(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(特殊法人及び独立行政法人。))
- 法第79条の2に規定する投資者保護基金
- 預金保険機構
- 農水産業協同組合貯金保険機構
- 保険業法第259条に規定する保険契約者保護機構
- 資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社
- 7場会社(金融商品取引所に上場されている株式会社である会社)
- 資本金の額が5億円以上の株式会社(※)
- 金融商品取引業者、又は法第63条第3項に規定する特例業務届出者である法人
- 外国法人

(※)弊社は、原則としてお客様からお申出がない場合は、一般投資家と同様の対応とさせていただきます。

## 2. 契約の種類

- 有価証券の取引関係
- デリバティブ取引関係
- 投資一任契約

(注)一般投資家への移行は、上記契約の種類ごとに法人単位での取扱いとなります。